平成２２年（フ）第２４４号
茨城県取手市双葉３丁目19番６号
破産者　上明戸健次
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２６号
埼玉県草加市氷川町406番地15、破産手続開始時の住所埼玉県草加市稲荷１丁目４番13号
破産者　山本　順次
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７８８号
埼玉県三郷市三郷２丁目14番地２　加藤第２マンション107号
破産者　田中富士男
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
埼玉県草加市八幡町531番地２　第３みのるハイツ201号
破産者　地球サービス70こと　ピルヴェイスィー　アリ
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
山梨県甲府市国母４丁目15番19号
破産者　神田　捷司
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
山梨県中巨摩郡昭和町河西205番地　常永土地区画整理地内51街区７画地　小林大輔方、開始決定時山梨県甲府市山宮町2593番地５
破産者　小林　典子
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地９―206
破産者　磯西　幸次
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７３４号
兵庫県たつの市龍野町四箇25番地　プリメールたつの205、開始決定時の住所兵庫県姫路市夢前町護持1364番地827
破産者　梅本建設こと　梅本　秋弘
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５９９号
広島県大竹市南栄１丁目15番３号
破産者　松中　光広
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５号
広島市西区小河内町１丁目４番４―301号
破産者　小川　暢啓
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６号
広島市西区小河内町１丁目４番４―301号
破産者　小川　涼子
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５７号
福岡市博多区神屋町10番６―401号、前住所宮崎県延岡市新小路２丁目1551番地５
破産者　田口　　始
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８２８号
福岡市南区長住５丁目15番602号、前住所福岡市南区柏原２丁目14番８号
破産者　永留　正二
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２２号
長崎県長崎市小江原５丁目26番11号
破産者　松下　愛子
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６９３号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番２―505号
破産者　東　　敦彦
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４号
北海道恵庭市恵み野西６丁目６番１
破産者　我孫子規栄
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０８号
横浜市南区井土ケ谷下町43番地４　アクアハイツ井土ケ谷２Ｆ７号
破産者　長内　金藏
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０１号
神奈川県綾瀬市寺尾西１丁目18番20号　ユニオンハウス笠間105
破産者　櫻井　英雄
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５２号
長野市平柴台105番地、破産手続開始決定時の住所長野市青木島町大塚891番地
破産者　宮島　幸子
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係